

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- JRスペースワールド駅周辺地区自転車放置禁止区域の指定【建設局道路部道路維持課】 2
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 3

◇ 公 告

- 調達契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課】 6

北九州市告示第45号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第8条第1項の規定により自転車放置禁止区域を指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 自転車放置禁止区域の名称
JRスペースワールド駅周辺地区自転車放置禁止区域
- 2 自転車放置禁止区域の区域図



- 3 自転車放置禁止区域の指定年月日
令和4年4月1日

北九州市告示第46号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月17日

北九州市長 北橋 健治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和4年1月6日	北九州市門司区西海岸一丁目3番
門司区自転車放置禁止区域外	1台	令和4年1月12日	西海岸自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	10台	令和4年1月13日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番

	3台	令和4年1月19日	青葉自転車保管所
J R南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	令和4年1月25日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番
小倉北区自転車放置禁止区域外	2台	令和4年1月4日	下城野自転車保管所
	1台	令和4年1月7日	
	5台	令和4年1月13日	
	2台	令和4年1月14日	
	2台	令和4年1月20日	
	3台	令和4年1月21日	
	1台	令和4年1月31日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和4年1月14日	北九州市小倉南区八重洲町16番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	4台	令和4年1月4日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	2台	令和4年1月5日	
	1台	令和4年1月12日	
	3台	令和4年1月17日	
	2台	令和4年1月19日	
	1台	令和4年1月21日	
	3台	令和4年1	

		月 26 日	
	1 台	令和 4 年 1 月 31 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 1 月 13 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
	1 台	令和 4 年 1 月 18 日	
	2 台	令和 4 年 1 月 25 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 4 年 1 月 18 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 4 年 1 月 7 日	長崎町自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 4 年 1 月 12 日	北九州市八幡西区大字藤田 2319 番 6 藤田自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 4 年 1 月 4 日	
	1 台	令和 4 年 1 月 12 日	
	2 台	令和 4 年 1 月 19 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	15 台	令和 4 年 1 月 21 日	北九州市戸畑区三六町 13 番
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 1 月 4 日	三六自転車保管所
	6 台	令和 4 年 1 月 21 日	
	1 台	令和 4 年 1 月 28 日	

北九州市公告第103号

一般競争入札により、調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 調達契約の名称及び数量 令和4年度指導者用デジタル教科書小学校算数・外国語及び中学校英語ライセンスの借入れ 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで（契約締結の日から令和4年3月31日までは準備期間とし、契約金額の支払の期間は同年4月1日から令和5年3月31日までの12箇月とする。）
- (4) 履行場所 本市が指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課

イ 日時 この公告の日から令和4年3月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

を除く。)の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年3月1日までに競争参加の申出書を北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課に提出しなければならない。

(5) 郵送による入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年3月2日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室

イ 日時 令和4年3月3日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の

3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3445